

基勞補発第0919001号
平成14年9月19日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公印省略)

様式の変更に伴う当面の取扱いについて

労災はり・きゅう施術特別援護措置について、これまで昭和57年6月14日付け基発第410号によって指示していた本省への報告を、平成14年9月19日付け基発第0919002号により廃止したところであり、これにより、従前の「様式第1号」(労災はり・きゅう施術特別援護措置原簿)を「別紙様式」に改めて、様式の差し替えを要するところであるが、追って次期管理換えにより実施することとし、当面は現行の様式を使用して差し支えないものとする。